CRPD/C/RUS/CO/1

ロシア連邦　初回審査　総括所見　（JD仮訳）

2018年4月9日

障害者権利委員会

I. はじめに

1. 委員会は、2018年2月27, 28日に開催された第379および第380回会合において、ロシア連邦の初回報告（CRPD / C / RUS / 1）を検討した（CRPD / C / SR.379および380参照）。 2018年3月7日に開催された第391回会合でこの総括所見を採択した。

2. 委員会は、委員会の報告ガイドラインに従って作成されたロシア連邦の初回報告を受け入れ委員会が作成した事前質問事項（CRPD / C / RUS / Q / 1）への書面による返答（CRPD / C / US / Q / 1 / Add.1）に関して締約国に感謝する。

3. 委員会は、報告の検討中に締約国の代表団との間で行われた実りある会談を高く評価し、障害者権利条約の実施を担当する部局の責任者を含む強力な代表団に関して締約国を賞賛する。

II. 肯定的な側面

4. 委員会は、条約に示された障害者の権利の実施を確実にするための締約国の努力を歓迎する。とくに、

（a）締約国の法律における障害に基づく差別の明確な禁止。

（b）2011-2020国家アクセシブル環境計画の採択。

（c）個人通報に関する委員会の見解を、2013年から2017年の最高裁判所の司法実務全書において言及したこと。

（d）インクルーシブ教育を受ける障害学生の増加。

（e）2018年2月8日、「盲人、視覚障害者、その他の印刷物の利用に困難のある人々の刊行物へのアクセスを促進するマラケシュ条約（マラケシュ条約）」への加盟。

III. 主な懸念事項と勧告事項

A. 一般原則と義務（第1-4条）

5. 委員会は、締約国が条約の選択議定書を批准していないことに留意する。

**6. 委員会は、締約国が条約の選択議定書を適切な時期に批准することを勧告する。**

7. 委員会は、「障害のある人」という用語の「廃疾者」としてのロシア語への公式訳は、人権モデルを反映していないことに留意する。

**8. 委員会は、締約国が条約の公式訳を修正し、人権モデルを完全に反映する用語を使用することを勧告する。**

9. 委員会は、締約国が医療とリハビリテーションに依然として依拠しており、隔離につながりえる特別なサービスを創出することに焦点を当てていると認識している。委員会は、障害者の権利に関する2014年連邦法第419号に留意するものの、障害者に関する法律を条約と調和させる努力の不足と既存の法律の実施の仕組みの欠如について懸念している。

**10. 委員会は、締約国が、障害者および障害者を代表する団体との完全かつ効果的な協力の下に、法律を条約の一般原則および具体的な条項を完全に遵守したものにし、それを効果的に実施するために、必要なすべての措置を講じるよう勧告する。特に、委員会は、非差別に関する問題、および人権に基づく障害へのアプローチへの完全移行に関する問題への対策を採択することを勧告する。委員会はまた、締約国が、締約国のすべての地域の社会への障害者のインクルージョンのために、障害者の権利と既存サービスへのアクセスとを主流にするよう勧告する。**

11. 委員会は、障害者の権利に関する立法および政策の採択、実施および監視において、障害者を代表する組織と完全で効果的な協議を確実にするための十分に透明かつ包括的な枠組みがないことを懸念している。

**12. 委員会は、締約国が、障害者の権利に関連する立法および政策の採択、実施および監視において、障害者を代表する組織との完全かつ効果的な協議を確保するための透明かつ包括的な枠組みを策定すること（これらの組織の自立性を確保するための資金助成の枠組みの確立を含む）を勧告する。**

B. 特定の権利（第5-30条）

平等と非差別（第5条）

13. 委員会は、現在の法律の下で、あらゆる分野の差別として合理的配慮の否定が明示的に認められていないという懸念を指摘する。さらに、行政犯罪法の5.42, 5.62, 9.13, 9.14、および11.24条に規定されている罰金額が少なく、障害者の権利の平等または十分な保護を確保できないのではないかと懸念する。

**14. 委員会は、締約国が条約第5条に従い、合理的配慮の否定をすべての生活分野における差別として明示する法律に改正することを勧告する。さらに、行政犯罪法を改正し、5.42, 5.62, 9.13, 9.14、および11.24条に規定される罰金額を引き上げるよう勧告する。委員会はまた、締約国が持続可能な開発目標のターゲット10.2を実施する上で条約を指針とするよう勧告する。**

障害のある女性（第6条）

15. 委員会は、障害のある女性や女児が直面する複数の複合的な差別に対処するための法的枠組みがないことに懸念を表明する。委員会はまた、障害のある女性や女児の発達、進歩、エンパワーメントの確保を目的とした、司法と苦情の仕組みへのアクセスを含む公共政策の実施が、不十分であることに懸念を抱いている。

**16. 委員会は、障害のある女性および少女に関する一般的意見第3号（2016）に沿って、また持続可能な開発目標のターゲット5.1, 5.2、および5.5を考慮して、締約国が、彼女らの代表組織と密接に協力して、障害のある女性と少女の複数の複合的な差別と闘う法的枠組みを設けるよう勧告する。**

障害のある児童（第7条）

17. 委員会は、委員会が作成した事前質問事項への回答のパラグラフ65で言及された、施設に居住する多数の障害のある少年少女について深く懸念している。

**18. 委員会は、締約国が、時間枠を組み込んだ障害のある少年少女の脱施設化のための戦略を採用することを勧告する。委員会はまた、締約国が、自立生活及び地域社会へのインクルージョンに関する一般的意見第5号（2017）に従って、地域社会における支援サービスネットワークの開発、障害児の家族のエンパワーメント、および彼らの更なるニーズに対応するため、資源を配分することを勧告する。**

アクセシビリティ（第9条）

19. 委員会は、2011-2020国家アクセシブル環境計画の採択にもかかわらず、遠隔地や農村部を含む締約国の全地域のバリアフリー環境の創設は、事前質問事項への締約国の書面による回答のパラグラフ25によると、「合理的配慮の原則に従って、そのような条件（バリアフリー環境）と社会の経済的可能性との間のバランスをとる必要性によって制限されている」ことを委員会は懸念する。この計画がすべての種類の機能障害に対してはアクセシビリティを提供しないことも懸念している。

**20. 委員会は、締約国がアクセシビリティに関する委員会の一般的意見第2号（2014）に沿って、2011-2020国家アクセシブル環境計画を完全に実施するための努力を強化することを勧告し、遠隔地および農村部を含むすべての地域においてバリアフリー環境の創出に向けて取り組むことを勧告する。また、締約国が、この計画を効果的に実施し、すべての種類の機能障害に対してアクセシビリティを確実に提供することを勧告する。**

21. 委員会は、ろう者が、僻地や農村部を含む国のすべての地域において、緊急ホットライン112へのアクセスの困難に直面していることに懸念を抱いている。

**22. 委員会は、特にろう者について、締約国が僻地や農村部を含むすべての地域で緊急ホットライン112へのアクセスを確保することを勧告する。**

23. 委員会は、いくつかの主要都市で障害者が無料の駐車スペースへのアクセスに困っていることに懸念を指摘する。

**24. 委員会は、障害者が駐車場に無料でアクセスできるように、締約国が適切な措置をとることを勧告する。**

**25. 委員会はまた、締約国に対し、条約第9条および委員会の一般的意見第2号を指針として、持続可能な開発目標のターゲット11.2および11.7を実施することを勧告する。**

法律の前に等しく認められる権利（第12条）

26. 委員会は、締約国の法律、特に民法および民事訴訟法は、代理による意思決定の概念を支持し、障害者のための支援つき意思決定の仕組みを規定していないことを懸念する。

**27. 委員会は、締約国が、その法律、特に民法および民事訴訟法を改正し、法の前の平等に関する委員会の一般的意見第1号（2014）で明確にされた条約第12条の規定と完全に調和させ、すべての種類の障害のあるすべての人の完全な法的能力を認め、支援つき意思決定の概念を導入することを勧告する。**

司法へのアクセス（第13条）

28. 委員会は、司法および行政手続におけるろう者のための訓練された手話通訳の不足、および様々な手続における盲人および知的および心理社会的障害のある人々のためのアクセシブルな書式の不足に懸念を表明する。

**29. 委員会は、締約国が、すべての司法および行政手続きにおいて、すべての障害者が、十分な数の手話通訳、およびイージーリード（よみやすい版）、点字、その他の利用可能な様式、手段を含むアクセシブルな形式の文書を利用できることを、保証するよう勧告する。**

30. 委員会は、障害者が弁護士、裁判官または法執行官などの直接的または間接的な参加者として司法制度に参加することを促す政策を、締約国が策定していないことを懸念する。

**31. 委員会は、障害者が弁護士、裁判官または法執行官などの直接的または間接的な参加者として司法制度に参加するよう促すために、締約国が努力を強化することを勧告する。**

身体の自由と安全（第14条）

32. 委員会は、障害のある人、特に心理社会的障害のある人が、依然として刑法および刑事訴訟法の規定によって、その機能障害に基づいて精神病院または他の施設において彼らの自由を奪われる可能性があるという懸念を指摘する。

**33. 委員会は、締約国に対し、刑法および刑事訴訟法を改正し、その規定を条約第14条および条約第14条に関する指針（A/72/55附属書参照）と完全に調和させることを要請する。**（A/72/55は条約第39条により委員会が２年ごとに国連総会に行う報告の2017年版：訳者注）

拷問や残虐で非人道的で虐待された処遇や処罰からの自由（第15条）

34. 委員会は、拷問または残酷で品位を傷つける扱いになる可能性のある、施設における障害者への不適切な扱いの報告に懸念を表明する。委員会はまた、障害者、特に知的障害または心理社会的障害のある人の「性行為を制御する」ための薬物の使用報告について懸念している。

**35. 委員会は、不適切な扱いを受けた者が苦情の仕組みにアクセスし、拷問および不適切な扱いの被害者が、リハビリを含む救済および適切な補償を受ける資格があることを保証するよう締約国に勧告する。委員会はさらに、締約国が施設における薬物の強制投与に関する法律を見直すよう勧告する。**

搾取、暴力、虐待からの自由（第16条）

36. 委員会は、障害者、特に知的障害および/または自閉症児者を含む心理社会的障害のある人に対する身体的および心理的暴力について、および施設内でのそのような人に対する身体的および化学的拘束の使用について、懸念している。

**37. 委員会は、締約国が、特に障害のある女性および児童、および施設にいる者を含め、暴力の対象となっている障害のある人々に関する分別されたデータを収集することを勧告する。委員会は、締約国に対し、すべての障害者を搾取、暴力および虐待から守るための努力を強化するよう求める。また、障害者、特に施設内の障害児への不適切な取り扱いと虐待の報告を調査し、責任者を司法の対象とすることを勧告する。**

個人をそのままの状態で保護すること（第17条）

38. 委員会は、障害者、特に知的障害、心理社会的障害および自閉症のある女性および女児を含め、さらに対象者の後見人が同意した場合を含め、強制不妊措置の報告事例について懸念している。

**39. 委員会は、知的障害または心理社会的障害を有する女性および少女を含む、すべての障害のある人に対する強制不妊措置が、その個人が効果的な安全策を利用できる状況の下での自由なインフォームドコンセントなしで行なわれることを、防止するための適切な措置をとることを勧告する。**

自立した生活及び地域社会へのインクルージョン（第19条）

40. 委員会は、施設に居住する障害者が多くいることと、障害者、特に知的障害および/または心理社会的障害のある人がサービスにアクセスして地域社会に参加する機会が限られていることについて深く懸念している。また、脱施設化のための戦略の欠如を懸念し、すべての障害者が利用可能な支援サービス、またはそれぞれの地域社会で援助を求める方法を知っているわけではないことについても懸念している。

**41. 一般的意見第5号に沿って、委員会は、締約国が次のような戦略を採るよう勧告する。**

**（a）自立的に生活し地域社会に参加する障害者の権利を促進する。**

**（b）すべての種類の障害のあるあらゆる年齢の人々のために、地域社会におけるアクセシブルな支援サービスを開発する。**

**（c）障害者およびその家族に、自立して地域社会の一員として生活するための支援サービスおよび援助を、彼ら自身の選択に従って、どのように請求できるかについて、情報を体系的に提供する。**

個人の移動性（第20条）

42. 委員会は、「リハビリテーションの技術的手段」システムに基づいて、異なる地域に住む障害者が、福祉機器サービスやその他のサービスへの平等なアクセスをもたず、または個別化されたリハビリテーションプロセスのための質の高い設備への平等なアクセスをもっていないことを懸念している。

**43. 委員会は、公的及び地域的資金によるサービスと質の高い製品を利用したリハビリテーションへの平等なアクセスを提供するために、現行の法律及び慣行を改正するよう締約国に要請する。**

表現と意見の自由と情報へのアクセス（第21条）

44. 委員会は、近年の手話通訳時間の増加を歓迎する。しかし、手話通訳者の数が不十分であることや、特に公共サービス事業者について、手話通訳サービスの質の監視が不透明であることが懸念される。委員会はまた、イージーリード（よみやすい版）形式で公開されている情報の不足、および最近批准されたマラケシュ条約の実施に関する情報が不足していることも懸念している。

**45. 委員会は、関連する有効な保障措置をもって、また、障害者を代表する団体と協議した上で、あらゆる種類の障害者のためのアクセシブルな情報および通信方法を確保するために、公共サービスの明確かつ拘束力のある義務および基準を確立するよう締約国に要請する。事前質問事項への回答のパラグラフ141に関して、委員会は、障害者にとって特に重要な施設を透明性のある方法で監視するために、国家登録簿を作成することを勧告する。委員会はまた、締約国が次の定期報告書において、明確な行程表に基づくマラケシュ条約の漸進的実施に関する情報を提供することを勧告する。**

家庭と家族の尊重（第23条）

46. 委員会は、特定の種類の知的または心理社会的障害のある人が結婚すること、そして子供を養子にすることを（関係する子供の可能な最善の利益にかかわらず）認めない、2013年2月14日の政府決定第117号およびロシア連邦家族法の規定を懸念している。

**47. 委員会は、締約国に対し、現行の法律および利用可能な保障措置を再検討し、障害のある人々が他の人と平等に結婚し、家族を養う権利をもつことを確実にするインセンティブを提供するよう要請する。**

教育（第24条）

48. 委員会は、インクルーシブ教育の概念に沿って主流の教育における障害児の数が増加しているにもかかわらず、分離された教育はまだ実践されていると懸念している。委員会はまた、連邦法によって保証されている、一般的な教育におけるあらゆる種類の障害を有するすべての人に対する平等な条件と支援を確保するための、財源配分と仕組みの透明性の欠如を懸念している。委員会はまた、様々な地域における財源の様々な条件と利用可能性に起因する地域格差について懸念している。

**49. 委員会は、インクルーシブ教育の権利に関する一般的意見第4号（2016）に沿って、質の高いインクルーシブ教育の概念をさらに推進し、取り入れることを締約国に求める。特に、委員会は、長期的な行程表とインクルーシブ教育を達成するための明確な時間枠・指標および十分で透明な予算を備えた行動計画を採択し、すべての種類の機能障害のある全ての人が、質の高いインクルーシブ教育へのアクセスを確保するよう勧告する。**

**50. また、委員会は、締約国に、持続可能な発展目標のターゲット4.5および4.aの実施に際して、条約と委員会の一般的意見第4号を指針とすることを勧告する。**

健康（第25条）とハビリテーションとリハビリテーション（第26条）

51. 委員会は、締約国のすべての地域における質の高い保健医療およびリハビリサービスへの不十分かつ不平等なアクセスを懸念し、ロシア連邦に対する経済的社会的文化的権利委員会の勧告に留意する（E /C.12/RUS/CO/6、パラグラフ50-51参照）。委員会はまた、「リハビリテーションの技術的手段」システムの確立を規定する法律について利用可能な情報がないことを懸念している。

**52. 委員会は、締約国が、すべての地域の障害者が質の高い保健医療およびリハビリテーションサービスにアクセスできるようにするための措置をとることを勧告する。委員会はまた、ロシア連邦に対する経済的社会的文化的権利委員会の勧告（E / C.12 / RUS / CO / 6、特に第50~51頁）を考慮に入れて、薬物政策および予防措置に関する現在の法律および慣行を改正することを締約国に勧告する。委員会はまた、締約国が関連する保障措置に関して透明な意思決定プロセスとするために、「リハビリテーションの技術的手段」システムに関する法律を作成することを勧告する。**

労働と雇用（第27条）

53. 委員会は、障害者のための合理的配慮の拒否は、現行の法律上の差別の根拠としてまだ定義されていないことを懸念している。委員会はまた、障害者とくに知的障害または心理社会的障害のある人のための「特別ポスト」（指定職種）および労働市場プログラムに関する情報が不十分であることと、職場における障害者のための合理的配慮の提供についての透明で公式な訓練と支援が不足していることを懸念している。

**54. 委員会は、締約国が、条約に基づいて、障害者への合理的配慮の不提供を法律上の差別とすること、および立証責任者を障害者から雇用主に変更することを勧告する。また、締約国は、職場における合理的配慮を提供するための支援を改善し、標準化することを勧告する。**

**55. 委員会はまた、締約国が持続可能な開発目標のターゲット8.5を実施する際に条約を指針とすることを勧告する。**

適切な生活水準と社会的保障（第28条）

56. 委員会は、最高裁判所の決定に基づいて減額されているとされている、労働災害関連の傷害および障害に対する毎月の給付額の計算の変更について懸念している。

**57. 委員会は、労働災害および労働障害に対する経済的支援の運営に関する現行の慣行および法律を検討し、条約に沿ってより効果的な保障措置を伴ったより高いレベルの透明性を達成するための関連規則に改正することを勧告する。**

政治および公的活動への参加（第29条）

58. 委員会は、障害者が選挙権を行使できることを保証する包括的かつ拘束力のある法律を締約国が有していないことを懸念している。さらに、委員会は、連邦中央選挙管理委員会の2017年8月9日の関連する決定第96 / 832-7号では「勧告」しかしていないことに留意する。

**59. 委員会は、本総括所見の第26項に沿って、選挙と選挙関連情報とがすべての障害者にアクセス可能であることを確実にするために、包括的な立法を採択するか、または現行の選挙法を改正するよう締約国に要請する。**

文化、レクリエーション、レジャー、スポーツへの参加（第30条）

60. 委員会は、障害者の文化的権利を行使するための手続を中心に、事前質問事項への文書回答の第191項に記載された法律の実施に関する透明な情報が不足していることを懸念している。また義務的な解説放送および字幕付き映画に関する連邦法律第34号の実施に関する情報がないことを懸念している。委員会はまた、宿泊施設を含む観光サービスの身体障害者へのアクセスは改善されてきたが、感覚障害者または他の種類の障害者のための規定がないことを懸念している。委員会はさらに、観光サービスのための義務的なアクセシビリティ基準がないことを懸念している。

**61. 委員会は、一般的意見第2号に沿って、締約国が、ロシア連邦における観光サービスと文化的インフラに関する透明な手続き、評価メカニズム、拘束力のある基準を確立することによって、感覚障害者を含むすべての障害者の文化生活へのアクセスを改善することを勧告する。**

C.特定の義務（第31-33条）

統計とデータ収集（第31条）

62. 委員会は、連邦障害者登録簿の設立に伴い、様々な形の障害者に提供されるサービスの質とアクセス可能性に関する情報が不足していることを懸念している。また、分類されたデータ収集のための包括的で透明な戦略に関する情報が不足していることも懸念される。

**63. 委員会は、持続可能な開発目標のターゲット17.18を考慮して、条約に従って、プライバシーの権利を尊重し、性別、年齢、民族性、機能障害の種類、社会経済的地位、雇用、居住地、社会における障害者が直面する障壁など、障害のある人々の特徴に関する分類されたデータを収集・分析・公表することにより、障害者登録簿を改善することを勧告する。委員会はまた、締約国がワシントン障害者統計グループの方法論を活用するよう勧告する。**

国際協力（第32条）

64. 委員会は、国際協力の分野において、ロシアの障害者を代表する団体の関与が不十分であると報告されていることについて懸念している。

**65. 委員会は、締約国に対して、ロシアの障害者を代表する団体を国際協力に関与させ、条約の規定に従って、障害者の権利に基づく視点が、持続可能な開発目標の達成を目指すすべての努力に確実に含まれるようにすることを要求する。**

国内実施と監視（第33条）

66. 委員会は、条約第33条（1）に示されている調整メカニズムが明確には確定されていないことを懸念している。また、条約の実施を監視する上で障害者を代表する団体の関与が不十分であることを懸念している。委員会はさらに、締約国の地域レベルでのモニタリングが不十分で効果的でないと認識している。

**67. 独立した監視枠組みとその委員会の作業への参加に関するガイドライン（2016年）を考慮して、委員会は、締約国に対して勧告する：**

**（a）締約国において調和のとれた条約の実施を改善するための連絡先を指定し、特に地域レベルでの実施と監視の能力を向上させる。**

**（b）必要な資金を提供することを含め、障害者がその代表組織を通じて監視プロセスに完全かつ効果的に参加するようにする。**

IV.ファローアップ

**情報の普及**

**68. 委員会は、締約国に対し、この総括所見に含まれる勧告を実施するよう要請する。**

**69. 委員会は、締約国が、近代的な社会通信戦略を用いて、政府と国会議員、関係省庁、司法担当者、関連する専門グループのメンバー（教育、医療、法律専門家など）、地方自治体、民間部門およびメディアによる検討と行動のために、この総括所見を伝達するよう勧告する。**

**70. 委員会は、締約国に対し、市民社会組織、特に障害者組織を定期報告書の作成に関与させることを強く推奨する。**

**71. 委員会は、締約国に対し、本総括所見を国語および手話を含む少数派言語で、またイージーリード（よみやすい版）などアクセシブルな様式で、非政府組織、障害者の組織、および障害者自身とその家族を含めて広範に広めること、そして、人権に関する政府のウェブサイト上で利用できるようにすることを、要請する。**

**次の定期報告**

**72. 委員会は、締約国に、2022年10月25日までに第2および第3回の定期報告を提出し、そこに本総括所見の実施に関する情報を含めるよう要請する。委員会はまた、委員会の簡素化された報告手続きの下で上記の報告書を提出することを検討するよう締約国に要請する。この手続きでは、委員会は、締約国の報告期日の少なくとも1年前に事前質問事項を用意し、それへの回答が締約国の報告書とされる。**

（翻訳：佐藤久夫・木盛和美）